

学長が教授会等の意見を聴く事項について

平成 27. 4. 1

学 長 裁 定

令和 6. 4. 1 改正

群馬大学教授会等規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項第 3 号の規定による教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものは、次のとおりとする。

- 第 1 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- 第 2 学生の在籍に関するもののうち、次の各号に掲げる事項
 - （ 1 ）群馬大学学則第 50 条第 3 号に規定する除籍
 - （ 2 ）博士後期課程への進学

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。